

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 令和3年2月24日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	廣瀬 元則
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員 なし

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	11件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号 取消願について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
⑤農地であることの証明願について	1件
⑥非農地証明について	2件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和3年2月の農業委員会を開会いたします。  
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、本日は全員ご出席をいただいております。  
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の議事録署名人は、20番 向委員、1番 石園委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
事務局より申請内容の説明を求めます。

農林水産課係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について>  
・申請番号1～11について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

藤本委員 17番。譲受人は天津町で甘藷を栽培している農家です。  
申請地については、以前から譲受人が借り受けて甘藷を栽培しておりましたが、この度売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。取得後も同様に甘藷を作付けする計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号1番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

小川委員 5番。譲受人は鳴門町で甘藷を栽培している農家です。  
譲渡人と譲受人はいとこで、譲渡人が高齢のため農地の管理が困難になり、この度売買の話がまとまりました。  
申請地については現在休耕地となっておりますが、今後農地として整備し、すだちを栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号2番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

濱堀委員 11番。譲渡人と譲受人は親子であります。  
申請地については、現在複数人での共有地となっておりますが、今回はそのうち譲渡人の持分を譲受人に贈与する申請です。  
申請地では現在れんこんが栽培されており、今後も同様にれんこんを栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号3番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号4番及び5番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

林委員 13番。今回の申請は、●●●さんと▲▲▲がお互いの農地を交換するものです。  
議案4、議案5の申請地では共に甘藷、大根が作付されており、取得後も同様の作物を栽培する計画です。

今回の交換によって、お互いの作業の効率化にもつながると考えられるため、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号4番及び5番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　申請番号4番及び5番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号6番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

高田委員 　　7番。譲受人は里浦町で甘藷を栽培している農家です。  
申請地については、現在甘藷が栽培されており、取得後も同様に甘藷を作付けする計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号6番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　申請番号6番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号7番及び8番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

大西委員 　　4番。譲受人は、今回北灘町でまとめて30aの農地を取得し、新たに農業を始めます。  
申請地についてはこれまで水稲、季節野菜が栽培されており、取得後についてはすだち、水稲、季節野菜（夏季はスイカ等、冬季はキャベツ等）を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号7番及び8番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 申請番号7番及び8番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号9番及び10番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

大西委員 4番。譲受人は、今回北灘町でまとめて30aの農地を取得し、新たに農業を始めます。  
申請地については現在休耕地となっておりますが、取得後は季節野菜（夏季はスイカ等、冬季はキャベツ等）を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号9番及び10番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号9番及び10番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号11番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

大西委員 4番。譲受人は北灘町で水稻を栽培している農家です。  
申請地については、現在休耕地となっておりますが、取得後は水稻を作付けする計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号11番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号11番については、原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第1号』については、全てご審議いただきました。  
次に『議案第2号』 農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

竹村委員

8番。申請地は、JR池谷駅の北西に位置する農地です。

申請人は現在、市道沿いの自宅に住んでいますが、面している市道が下り坂で緩やかなカーブであることから、車で自宅から出入りをする際に不安を感じていました。また農業用機械を洗車する作業場も必要になったことから、自宅の向かいにある申請地が駐車場として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

造成については、整地後にコンクリートを敷設します。

排水については、新設する排水路より既設水路へ排水することとしており、地元水利組合の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、JR池谷駅から北西へ約840mに位置しており、10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

申請の内容につきましては、先ほど地元の委員さんからご説明いただいたとおりです。

当該申請地は、第1種農地と判断され、農地転用等が制限される土地ですが、集落に接続しており、農地転用の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（農地法施行規則第33条第4号）」に該当しています。

他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第2号』についてはご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>

・申請番号1～3について申請内容説明

<4. 議案第4号 取消願について 1件 >

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

林委員 13番。申請地は、鳴門市里浦南防災センターの北東に位置する農地です。  
申請人は現在、同地区の借家に住んでいますが、手狭になってきたため住宅の新築を計画したところ、実家から約80mと近くにある申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の申請となりました。  
造成については、碎石を敷設し、周囲にはコンクリート壁を新設して被害防除を図ります。排水については浄化槽から新設の集水枡を経由し、申請地南側の道路側溝に放流する計画となっており、地元土地改良区の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門市里浦南防災センターから北東へ約280mに位置しており、宅地に囲まれた農地で10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。  
申請の内容につきましては、先ほど担当地区の委員さんからご説明のあったとおり、借人は貸人の息子であり、貸借契約を結び専用住宅を新築することとなっております。  
なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和3年2月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。また県の建築申請においても、今回の農地転用許可申請と平行して適切に許可申請手続きが進められております。  
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

稲木委員 2番。申請地は、JR教会前駅から南東にある農地です。  
借人は貸人の子供であり、現在、借人は大津町吉永の借家に住んでいますが、実家から80mと近く両親の面倒を見ることに便利であることから、申請地を住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

計画では、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。排水については浄化槽から新設の排水路を経由し、申請地北側に存在する水路に放流する計画であり、地元水利組合からの同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長       申請地は、JR教会前駅から南東へ約290mに位置しており、宅地に囲まれた農地で10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。  
申請の内容及び計画につきましては、さきほど担当地区の委員さんからご説明いただいたとおりです。また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請の手続きが進められております。  
他に適当な土地もなく、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長           それではお諮りいたします。  
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           申請番号2番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

小川委員           5番。申請地は、明神小学校から北にある農地です。  
譲受人は、鳴門市瀬戸町に本店を置き、医薬品製造事業を行っており、近年は事業拡大のため工場及び関連施設の拡張・増棟を進めています。今回工場1棟及び事業用倉庫3棟を新築するにあたり、既存施設から近いこと及び津波災害警戒区域から外れていることに当てはまる申請地を含む一帯について適地と判断したため本申請となりました。  
事業計画では、敷地内にて発生した土砂により整地・転圧を行い、施設周囲に擁壁を新設し、周辺土地への被害防除を図ります。排水についてはU型側溝及び調整池を新設して南側の既存水路へ排出する計画であり地元水利組合の同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長           ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。



事務局係長 申請地は、明神小学校から北へ約410m、宅地と山林に囲まれた農地で10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。

申請内容及び計画につきましては、さきほど担当地区の委員さんからご説明いただいたとおりです。

なお、申請地につきましては、平成30年2月27日付けにて事業用駐車場を転用目的として所有権移転を行う、農地法第5条農地転用許可を取得しています。今回事業計画が大幅に変更されることから以前の転用許可の取消を行い、新たに転用申請を行うこととなりました。

また、本来であれば転用許可取消手続きを行うことにより、土地所有権を前所有者へ戻す所有権移転登記を行う必要がありますが、転用許可申請者が同一であること及び許可取消手続きと許可申請手続きを同時に行うことから、所有権移転登記の手続きを免除することとしております。

事業計画につきましても先ほど担当地区の委員さんからご説明いただきましたとおり、敷地内にて発生した土砂により整地・転圧を行い、施設周囲に擁壁を新設し、周辺土地への被害防除を図り、工場1棟及び事業用倉庫3棟を新築することになっております。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案通り承認することといたします。

以上で議案第3号については全てご審議いただきました。

谷口会長 次に、『議案第4号』取消願について、の審議に入ります。

なお、事務局からの説明については、先ほどの議案第3号の申請番号3番の際に説明いただいておりますので早速ではございますが、申請番号1番について採決いたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で、『議案第4号』についてはご審議いただきました。

次に『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 11件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4件

②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第7号の規定による通知について	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
⑤農地であることの証明願について	1件
⑥非農地証明について	2件

谷口会長  ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同  <異議なし>

谷口会長  無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

  以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

  その他、何かございますか。

  それでは、これもちまして令和3年2月の総会を終了いたします。

  ありがとうございました。

閉会  14時37分

令和3年2月24日

会  長  谷 口 清 美

議事録署名者  向  栄 治

議事録署名者  石 園 順 市